

## 公益財団法人松山市スポーツ協会国体振興事業大会開催費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人松山市スポーツ協会が、国体における正式競技種目のジュニア選手の育成を図るため、本会の加盟団体（以下「団体」という。）が行う大会に要する経費の一部に対する補助金（以下「大会開催費」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象)

第2条 大会開催費は、次の第1号から第3号全てに該当するもの、または第4号に該当するものに対し交付する。

- (1) 国体正式競技種目の大会であること。（但し、特別競技種目は除く。）
- (2) 原則として松山市で行われる大会であること
- (3) 小学生または中学生を対象とする大会であること
- (4) その他会長が特に認めた場合。

### (対象経費)

第3条 大会開催費の対象となる経費は、大会の開催に必要な直接経費で次の各号に掲げる経費とし、その基準は当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 報償費 審判員等への謝金、楯、メダル等
- (2) 需用費 消耗品費
- (3) 役務費 通信運搬費、保険料等
- (4) 会場費 会場使用料
- (5) その他の経費 会長が特に認めた経費

### (大会開催費の額)

第4条 会長は、1競技種目1回に限り予算の範囲内で大会開催費を交付する。

2 大会開催費の額は、50,000円を上限とし、対象経費が50,000円に満たない場合は、対象経費の額とする。

### (大会開催費の交付申請)

第5条 大会開催費の交付を受けようとする団体は、会長に大会開催費交付申請書（第1号様式）を大会開催期日の1か月前までに提出しなければならない。

### (大会開催費の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、大会開催費交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(計画変更の承認)

第7条 大会開催費の交付決定を受けた団体が、次に掲げる号に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（第3号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 大会開催費の額（交付申請額）を変更しようとするとき。

(大会の中止)

第8条 大会開催費の交付決定を受けた団体が、大会を中止しようとするときは、大会中止届（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

(大会開催費の交付時期及び方法)

第9条 大会開催費は、大会実施後に交付する。

2 大会開催費の交付決定を受けた団体が、大会開催費の交付を受けようとするときは、請求書（第5号様式）を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 大会開催費の交付決定を受けた団体は、大会が終了した日から1か月以内に（ただし、年度末の場合は、翌年度の4月10日までに）大会開催費実績報告書（第6号様式）を提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公益財団法人松山市体育協会の移行登記の日（平成24年7月4日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月4日から施行する。